

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月22日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第1号

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例（令和元年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「社会福祉士及び介護福祉法附則第20条第1項」を「社会
福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第1
0条第1項」に、「同法附則第20条第1項」を「同法附則第27条第1項」に改める。

第7条第2項第3号及び第79条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則
第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。